

# 50 国家責任に関する暫定条文草案

(一九九六年第一読終了のもの)

第一部 一九八〇年国連国際法委員会第三二期期で暫定的に採択

第二部 一九八三年の第三五会期から一九九六年の第四八会期までに暫定的に採択

第三部 一九九六年の第四八会期で暫定的に採択

## 第一部 国際責任の淵源

### 第一章 一般原則

第一条(国際違法行為に対する国の責任) 国のすべての国際違法行為は、当該国の国際責任を伴う。

第二条(すべての国が国際違法行為を行ったと解される可能性) すべての国は、国際責任を伴う国際違法行為を行ったと解される可能性の下にある。

第三条(国の国際違法行為の要因) 国の国際違法行為は、次の場合存在する。

(a) 作為または不作為からなる行為が国際法上国に帰属し、かつ

(b) 当該行為が当該国の国際義務の違反を構成する場合

第四条(国の行為を国際的に違法とする性格づけ) 国の行為は、国際法によってのみ国際的に違法と性格づけることができる。このような性格づけは、同一の行為が国内法により合法と性格づけられることによって影響されることはない。

### 第二章 国際法上の「国の行為」

第五条(国の機関の行為の当該国への帰属) 本条文の適用上、国の国内法上その国の機関としての地位を有する機関の行為は、問題とされる事案において当該機関がその資格で行動していた場合には、国際法上当該国の行為とみなされる。

第六条(国の組織における機関の地位との無関係) 国の機関の行為は、当該機関が憲法制定権、立法権、行政権、司法権その他

の権限のいずれに属するものであるか、当該機関の任務が国際的性格もしくは国内的性格のいずれのものであるか、また当該機関が国の組織の中で上位の地位もしくは下位の地位のいずれを有するかを問わず、国際法上当該国の行為とみなされる。

第七条(統治権能の一部を行使する権限を付与された他の団体の行為の国への帰属) 1 国の内部の地域的な統治団体の機関の行為もまた、問題とされる事案において当該機関がその資格で行動していた場合には、国際法上当該国の行為とみなされる。

2 国または地域的な統治団体の正式の組織の一部ではないが、統治権能の一部を行使する権限を当該国の国内法上付与された機関の行為もまた、問題とされる事案において当該機関がその資格で行動していた場合には、国際法上当該国の行為とみなされる。

第八条(事実上国のために行動する私人の当該国への帰属) 私人または私人の集団の行為もまた、次のいずれの場合には国際法上当該国の行為とみなされる。

(a) 当該私人または私人の集団が、事実上、その国のために行動していたことが確定される場合

(b) 当該私人または私人の集団が、正式の統治機関が存在せず、かつ、統治権能の一部を行使することが正当化される事情の下で、事実上当該統治権能の一部を行使していた場合

第九条(国または国際組織により他国に委ねられた機関の行為) 当該他国への帰属、国または国際組織により他国に委ねられた機関の行為は、当該機関が当該他国の統治権能の一部を行使して行動した場合には、国際法上当該他国の行為とみなされる。

第十条(権限外ではその活動に関する指示に反して行動した機関の行為の国への帰属) 国の機関、地域的な統治団体または統治権能の一部を行使する権限を付与された団体の機関の行為は、当該機関がその資格で行動していた場合には、問題の事案において当該機関が国内法上その権限を超越しまたはその活動に行動する指示に違反していた場合であっても、国際法上当該国の行為とみなされる。

第十一条(国のためになされたのではない私人の行為) 1 国のためになされたのではない私人または私人の集団の行為は、国際法上当該国の行為とみなされる。

2 1の規定は、同項で示された私人または私人の集団の行為に



関連するその他の行為で、第五十一条第一〇条の規定により  
国の行為とみなされるものか、当該国に帰属することを妨げる  
ものではない。

第二十条(他国の機関の行為) 1 その資格で行動する国の機関  
の行為であつて、他国の領域内で行われるものまたは当該他国  
の管轄の下にあるその他の領域で行われるものは、国際法上当  
該他国の行為とみなされない。

2 1の規定は、同項で示された行為に関連するその他の行為  
で、第五十一条第一〇条の規定により国の行為とみなされる  
ものか、当該国に帰属することを妨げるものではない。

第三十条(国際組織の機関の行為) その資格で行動する国際組織  
の機関の行為は、当該行為がある国の領域内で行われまたは当  
該国の管轄の下にある他の領域において行われたという事実の  
みを理由として、国際法上当該国の行為とはみなされない。

第四十条(反乱団体の機関の行為) 1 ある国の領域内または当  
該国の施政の下にある他の領域において設立された反乱団体の  
行為は、国際法上当該国の行為とはみなされない。

2 1の規定は、反乱団体の行為と関連するその他の行為で、第  
五十一条第一〇条の規定により国の行為とみなされるもの  
が、当該国に帰属することを妨げるものではない。

3 同様に、1の規定は、反乱団体の機関の行為が国際法上当該  
反乱団体に帰属する場合において、そのような帰属を妨げるも  
のではない。

第五十一条(ある国の新政府となつたまたは新国家の形成をた  
らした反乱団体の行為の当該国への帰属) 1 ある国の新政府  
となつた反乱団体の行為は、当該国の行為とみなされる。た  
だし、そのような帰属は、第五十一条第一〇条の規定によら  
ず、その前に当該国の行為とみなされたであつた当該国へ  
の帰属を妨げるものではない。

2 その領域が既存の国の領域の一部またはその国の施政の下に  
ある他の領域における新国家の形成をもたらす反乱団体の行為  
は、当該新国家の行為とみなされる。

第三章 国際義務の違反

第六十条(国際義務の違反の存在) 国の行為が国際義務により当  
該国に要求されていることと一致しない場合には、当該国によ

る国際義務の違反が存在する。  
第十七条(違反された国際義務とその淵源との無関係) 1 国際  
義務の違反を構成する国の行為は、当該義務の淵源が慣習、条  
約またはその他のいづれであつてもかかわらず、国際違法行為  
となる。

2 国により違反された国際義務の淵源は、当該国の国際違法行  
為から生じる国際責任に影響を有する要件。1 国際義務  
によりある国に要求されていることと一致しない当該国の行  
為は、当該義務が当該国について効力をもち時点において当該  
行為がなされた場合にのみ、当該義務の違反を構成する。

2 ただし、行為がなされた時点においてある国について効力を  
もつ国際義務により要求されていることと一致しない当該国  
の行為は、その後一般国際法の強行規範によつて当該義務  
が義務的なものとされる場合には、国際違法行為とはみなされ  
なくなる。

3 国際義務によりある国に要求されていることと一致しない当  
該国の行為が継続的な性質を有する場合には、当該義務が当該  
国について効力をもち期間に当該行為が継続する期間についてのみ、  
当該義務の違反が存在する。

4 国際義務によりある国に要求されていることと一致しない当  
該国の行為が、別個の複数の事案における一連の作爲または不  
作爲から構成される場合には、当該義務が当該国について効力  
をもつ期間内に生じた作爲または不作爲によつてそのような行  
為が構成されたこととみなすることができる場合に当該義務の違反が  
存在する。

5 国際義務によりある国に要求されていることと一致しない国  
の行為が、同一の事案における当該国の同一のまたは異なる機  
関による作爲または不作爲から構成される複合的な行為である  
場合であつて、当該義務が当該国について効力をもち期間内に  
生じた作爲または不作爲によつて当該義務と一致しない複合的  
行為が開始されたときは、たとえ当該行為がその期間の後に  
完了した場合であつても、当該義務の違反が存在する。

第九十一条(国際不法行為) 1 国際義務の違反を構  
成する国の行為は、違反された義務の内容にかかわらず、国際  
違法行為である。

2 国際共同体の根本利益の保護のために不可欠であるので、そ  
の違反が国際共同体全体により犯罪と認められるような国際義  
務に対する国の違反から生じる国際違法行為は、国際犯罪を構  
成する。

3 2の規定に従い、かつ現行の国際法の規則に基づいて、国際  
犯罪は、特に次のものから生じる。

(a) 侵略の禁止の義務のように、国際の平和と安全の維持のた  
めに不可欠の重要性をもつ国際義務の重大な違反、  
(b) 力による植民地支配の確立または維持の禁止の義務のよう  
に、人民の自決の保護のために不可欠の重要性をもつ  
国際義務の重大な違反、  
(c) 奴隷、集団殺害及びアパルトヘイトの禁止の義務のよう  
に、人間の尊厳のために不可欠の重要性をもつ国際義務の重  
大かつ沈んだ違反、  
(d) 大気または海洋の大量汚染の禁止の義務のように、人間環  
境の保護及び保全のために不可欠の重要性をもつ国際義務の  
重大な違反

4 2の規定に従つて国際犯罪とはされないあらゆる国際違法行  
為は、国際不法行為を構成する。

第二〇条(特定の実施態様の採用を要求する国際義務の違反) 国  
に特定の實施態様の採用を要求する国際義務の当該国による違  
反は、当該国の行為が当該義務により当該国に要求されている  
ことと一致しない場合に存在する。

第二十一条(特定の結果の達成を要求する国際義務の違反) 1 自  
らが選択する手段によつて国が特定の結果を達成することを要  
求する国際義務の当該国による違反は、当該義務により当該国  
に要求された結果が採用された行為によつて達成されなければ  
存在する。

2 国の行為が国際義務により当該国に要求されている結果と一  
致しない状況を生じさせたが、それにもかかわらず同様のま  
たは同等の結果が当該国のその後の行為によつて達成されること  
を当該義務が許容している場合には、当該国がその後の行為に  
よつても当該義務により当該国に要求された結果を達成できな  
い場合にのみ、当該義務の違反が存在する。

第二十二條(国内救済の完了) 国の行為が、自然人または法人であ  
るかを問わず外国人に付与されるべき待遇に関する国際義務に



より当該国に要求される結果と一致しない状況を生じさせたが、それにもかかわらず同一のまたはそれと同等の結果が該国のその後の行為によつて達成されることを当該義務が許容している場合には、その外国人利用できる実効的な国内救済措置を尽くしても、当該義務が要求する待遇またはそれが不可能である場合にはそれと同等の待遇を得ることができなかった場合に、当該義務の違反が存在する。

第三三条(特定の事態を防止する結果が、自らが選択する手段によつて特定の事態の発生を防止することである場合には、当該義務の違反は、その国が採用した行為によつて当該結果を達成できない場合にのみ存在する)。

第二四條(時間的な継続性がない国の行為による国際義務の違反の時期及び期間) 時間的な継続性がない国の行為による国際義務の違反は、当該行為が行われた時に生じる。その違反が行われた時間は、たとえ当該国の当該行為の影響がその後継続する場合であつても、その時点を超えるものではない。

第二五條(時間的な継続性がある国の行為による国際義務の違反の時期及び期間) 1 時間的な継続性がある国の行為による国際義務の違反は、当該行為が開始される時点において生じる。ただし、違反行為の時期は、当該行為が継続しかつ国際義務と一致しない状態にあるすべて期間に及ぶ。

2 別個の複数の事案における一連の行為または不作為が構成される国の行為による国際義務の違反は、その合成的な行為の存在を確定する一連の行為または不作為が完了した時点で生じる。ただし、違反が行われた時間は、国際義務と一致しない合成的な行為を構成する行為または不作為のうち最初のものから始まり当該行為または不作為が反復されるすべての期間に及ぶ。

3 同一の事案について国の同一のまたは異なる機関による連続した行為または不作為が構成される国の複合的な行為による国際義務の違反は、当該複合的な行為の最後の構成要素が完了した時点で生じる。ただし、違反が行われた時間は、違反を開始する行為または不作為から始まり違反を完了させる行為または不作為までの間のすべての期間に及ぶ。

第二六條(特定の事態を防止する国際義務の違反の時期及び期

間) 特定の事態の発生を防止することを国に要求する国際義務の違反は、当該事態が発生し時に生じる。ただし、違反が行われた時間は、当該事態が継続するすべての期間に及ぶ。

#### 第四章 他国の国際違法行為に対する国の関与

第二七條(他国が行う国際違法行為に対する国の支援または援助) 他国に対する国の支援または援助は、それが当該他国による遂行される国際違法行為の助けに行われたことが確定される場合には、たとえそのような支援または援助だけでは国際義務の違反を構成しない場合であつても、それ自身が国際違法行為を構成する。

第二八條(他国の国際違法行為に対する国の責任) 1 他国の指揮または統制の権限の下にある活動分野において国が行った国際違法行為は、当該他国の国際責任を伴う。  
2 他国が国際違法行為を行わせるために強制を及ぼした結果として国が行った国際違法行為は、当該他国の国際責任を伴う。  
3 1及び2の規定は、国際違法行為を行った国に本条文の他の規定に基づいて国際責任が生じてもを妨げるものではない。

#### 第五章 違法性阻却事由

第二九條(同意) 1 国が他国の自国に対する義務に一致しない特定の行為を当該他国が行うことに対して有効に与えた同意は、その行為が当該同意の範囲内にとどまる限りにおいて、当該国との関係で当該義務が一般国際法の強行規範から生じるもの

2 1の規定は、当該義務が一般国際法の強行規範から生じるもの強行規範とは適用しない。本条文の適用上一般国際法の強行規範とはいかなる逸脱も許されない規範として、また後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際法(団体全体が受け入れ、かつ、認められる規範)を、第三〇條(同意) 1 国が他国の自国に対する義務に一致しない当該国の行為の違法性を、その行為が当該他国の国際違法行為の結果としてとられる当該他国に対する国際法上の正当措置を構成する場合には、阻却される。

第三〇條(同意) 1 国が他国の自国に対する義務に一致しない当該国の行為の違法性を、その行為が当該他国の国際違法行為の結果としてとられる当該他国に対する国際法上の正当措置を構成する場合には、阻却される。

第三一條(不可抗力及び偶発事態) 1 阻却される。

い当該国の行為の違法性は、その行為が、当該国が当該義務と一致するように行動することまたはその行為が当該義務と一致しないことを知ることを、実質的に不可能とするようなし難い力または当該国の統制を超えた予見不能な外的事情によるものである場合には、阻却される。

2 1の規定は、当該国がその実質的に不可能な状況の発生に寄与した場合に、適用しない。

第三二條(避難) 1 国の国際義務に一致しない当該国の行為の違法性は、当該国の行為を構成するその行為の実行者が、極度の遭難状態において、自己の生命またはその者の保護下にある他の者の生命を守るために他の手段をもたなかった場合には、阻却される。

2 1の規定は、当該国がその極度の遭難状態の発生に寄与した場合または当該行為がそれと同等のものもしくはいさゝ重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、適用しない。

第三三條(緊急状態) 1 国は、次の条件が満たされない限り、その国の国際義務に一致しない当該国の行為の違法性を阻却する根拠として緊急状態を援用することができる。

(a) 当該行為が重大かつ差し迫った危険からその国の不可欠の利益を守るための唯一の手段であり、かつ  
(b) 当該行為がその義務の相手国の側における不可欠の利益を大きく損なうものではないこと。

2 国は、次のいかなる場合も、緊急状態を違法性を阻却する根拠として援用することができない。  
(a) 国の行為と一致しない国際義務が、一般国際法の強行規範から生じるものである場合  
(b) 国の行為と一致しない国際義務が、当該義務に関して緊急状態の援用の可能性を明示的または黙示的に排除している条約により規定されたものである場合  
(c) 当該国が緊急状態の発生に寄与した場合  
第三四條(自衛) 国の国際義務に一致しない当該国の行為の違法性は、その行為が国際緊急事態に一致しない当該国の自衛の合法的措置を構成する場合には、阻却される。  
第三五條(損害に対する金銭賠償に関する留保) 第二九條、第三一條、第三二條または第三三條の規定に基づく国の行為の違法性の阻却は、当該行為により生じた損害に対する金銭賠償に関



して発生するいかなる問題にも干渉を与えない。

## 第二章 国際責任の内容、形式及び程度

### 第一章 一般原則

第三六条 国際違法行為の効果 1 第一部の規定に従つて国が行つた国際違法行為から生じる当該国の国際責任は、この部で定める法的効果を伴う。

2 1に規定する法的効果は、国際違法行為を行った国が違反した義務を履行すべき当該国の義務の継続を妨げるものではない。

第三七条 特別法 この部の規定は、国の国際違法行為の法的効果が当該行為に特別に關係する国際法の他の規則によつて決定される場合には、その限度において適用されない。

第三八条 慣習国際法 慣習国際法の規則は、この部の規定により定められていない国の国際違法行為の法的効果を引き続き規律する。

第三九条 国際連合憲章との關係 この部の規定に定められた国の国際違法行為の法的効果は、適当な場合には、国際の平和と安全の維持に關する国際連合憲章の規定及び手続に従う。

第四〇条 被害国の意味 1 本文の適用上、「被害国」とは、他の行為が第一部の規定に従つて国際違法行為を構成する場合に、当該他国の行為によつてその権利を侵害されたすべての国をいう。

2 「被害国」とは、特に次の国をいう。

- (a) 国の行為により侵害された権利が二国間条約から生じるものである場合には、当該条約の他の締約国の他の締約国
- (b) 国の行為により侵害された権利が国際裁判所の判決その他の拘束力ある紛争解決のための決定から生じるものである場合は、当該紛争の他の当事国であつて当該権利から生じる利益を享有する資格を有するもの
- (c) 国の行為により侵害された権利が国際裁判所以外の国際機関の拘束力ある決定から生じるものである場合は、当該国際機関の設立文書に従つて当該権利から生じる利益を享有する資格を有するもの
- (d) 国の行為により侵害された権利が第三国に關する条約の規定から生じるものである場合には、当該第三国

(e) 国の行為により侵害された権利が多国間条約または慣習国際法の規則から生じるものである場合には、次のいずれかが確定される場合には、当該多国間条約の他の締約国または慣習国際法の關連する規則に拘束される他の締約国または慣習国際法がその国のために創設されたものは確立されたものである場合

(i) 当該権利がその国のために創設されたものは確立されたものである場合

(ii) ある国の行為による権利の侵害が、当該多国間条約の他の締約国または慣習国際法に關連する規則に拘束される他の国の権利の享有または義務の履行に不可避的影響を与える場合

(iii) 当該権利が人権及び基本的自由の保護のために創設されたものは確立されたものである場合

4 国の行為により侵害された権利が多国間条約から生じる場合であつて、当該権利が当該条約の締約国の集団の利益の保護のために当該条約中に明示的に規定されたものであることが確認される場合には、当該多国間条約の他の締約国とともに、「被害国」とは、国際違法行為が国際犯罪を構成する場合には、他のすべての国をいう。

\* 「犯罪」は、本条文第一部一九条と同じ意味で用いられる。しかしながら、「犯罪」は、「重大な国際違法行為」または「極度に重大な違法行為」などの他の表現に代えることができ、それによつて、特に、この語の刑罰の意味を避けることが留意された。

## 第二章 被害国の権利及び国際違法行為を行つた国の義務

### 第四一 条 違法行為の中止

第四一 条 違法行為の中止 国は、その行為が継続的な性質を有する国際違法行為を構成するときは、すでに負つている責任を盡すことなく、その行為を中止する義務を負う。

第四二 条 (回復) 1 被害国は、原状回復、金銭賠償、精神的満足及び再発防止の保証の方式を単独または組み合わせて、国際違法行為を行つた国から十分な回復を得る権利を有する。

2 回復の決定にあつた場合は、損害に寄与した次の者の過失または故意による作爲または不作為が考慮される。

- (a) 被害国、または
- (b) 当該国がその者のために請求を提起した国民

3 いかなる場合にも、回復は、国の人民からその生存のための手段を奪う結果をもたらしてはならない。

4 国際違法行為を行つた国は、十分な回復を提供しないことを正当化する根拠として当該国の内法を援用することができない。

第四三 条 (原状回復) 被害国は、国際違法行為を行つた国に、原状回復すなわち違法行為が行われる前に存在した状況を回復させる権利を有する。ただし、原状回復が、次の場合及び限度内であることと条件とする。

(a) 一般的に不可能ではないこと。

(b) 一般国際法の強行規範から生じる義務の違反を伴わないこと。

(c) 被害国が金銭賠償に代わつて、原状回復させることから得る利益と著しく均衡を欠くような負担を伴わないこと。

(d) 国際違法行為を行つた国の政治的独立または経済的安定を著しく害するものでなく、かつ、被害国が原状回復を得なかつたとしても同様の影響を受けることがないこと。

第四四 条 (金銭賠償) 1 被害国は、国際違法行為を行つた国から、損害が原状回復によつて十分に回復されない場合及び限度内で、違法行為によつて生じた損害に対する金銭賠償を得る権利を有する。

2 本文の適用上、金銭賠償は、被害国を受けた経済的に評価可能な利益を含むことができる。

第四五 条 (精神的満足) 1 被害国は、国際違法行為を行つた国から、十分な回復を得るために必要な場合及び限度内で、違法行為によつて生じた損害、特に精神的損害に対する満足を得る権利を有する。

2 精神的満足は、次の一または以上の方式をとることができ

- (a) 陳謝
- (b) 名目的損害賠償
- (c) 被害国の権利の重大な侵害の場合には、侵害の重大性を反映する損害賠償
- (d) 国際違法行為が公務員の重大な不正行為または公務員もしくは私人の犯罪行為から生じた場合には、その責任ある者に



4 対する懲戒または処罰  
被害国が精神的満足を得る権利は、国際連法行為を行った国の威厳を損う要求を正当化するものではない。  
第四六条(再発防止の保証) 被害国は、適当な場合には、国際連法行為を行った国から、当該連法行為の再発防止の保証を得る権利を有する。

### 第三章 對抗措置

第四七条(被害国による對抗措置) 1 本条文の適用上、對抗措置とは、国際連法行為を行った国に対して第四一条いし第四六条に基づく義務の履行を促すために、その国がこれらの義務を履行しない限りにおいて、かつ、被害国によるその国に対する義務の履行の要求に対する対応に照らして必要な限りにおいて、被害国が国際連法行為を行った国に対して一または二以上の義務を履行しないことをいう。

2 對抗措置の実施は、第四八条いし第五〇条に定める条件及び制限に従う。  
3 国際連法行為を行った国に対する對抗措置が第三国に対する義務の違反を伴う場合には、そのような違反は、当該第三国に対して本章に基づいて正当化されるものではない。  
第四八条(對抗措置に訴えるための要件) 1 對抗措置をとる前に、被害国は、第五四条に定める交渉の義務を履行する。この義務は、被害国がその権利を保全するために必要であり、かつ、その他の点では本章の要件を満たしている暫定的な保護措置をとることを妨げるものではない。

2 對抗措置をとる被害国は、第三部または被害国と国際連法行為を行った国との間で効力を有する他の拘束力ある紛争解決手続から生じる紛争解決に関する義務を履行する。  
3 国際連法行為が中止された場合には、被害国は、2に定める紛争解決手続が国際連法行為を行った国によって誠実に実施され、かつ、紛争が当事国を拘束する命令を与える権限を有する裁判機関に付託されるときには、その限りにおいて對抗措置を停止する。

4 對抗措置を停止する義務は、国際連法行為を行った国が紛争解決手続から発せられる要請または命令を遵守しなかつた場合には、終了する。

第四九条(均衡性) 被害国によってとられる對抗措置は、国際連法行為の違法性の程度及び被害国に対するその影響と均衡を失したものであってはならない。  
第五〇条(禁止される對抗措置) 被害国は、對抗措置として次の方法に訴えてはならない。  
(a) 国際連合憲章によって禁止された武力による威嚇または武力の行使  
(b) 国際連法行為を行った国の領土保全または政治的独立を危うくすることを目的とする極端な経済的または政治的強制  
(c) 外交官もしくは領事官、またはそれらの公館、公文書もしくは書類の不可侵性を侵害するあらゆる行為  
(d) 基礎的の女人権を害する行為  
(e) 一般国際法の強行規範に違反するその他のいづれかの行為

### 第四章 国際犯罪

第五一条(国際犯罪の効果) 国際犯罪は、他の国際連法行為のすべての法的効果を伴うほか、さらに第五二条及び第五三条に定める効果も伴う。  
第五二条(特別の効果) 国の国際連法行為が国際犯罪である場合には、  
(a) 原状回復を得る被害国の権利は、第四三条(c)及び(d)に定める制限に服さない。  
(b) 精神的満足を得る被害国の権利は、第四五条3に定める制限に服さない。  
第五三条(すべての国の義務) 国により行われた国際犯罪は、他のすべての国に次の義務を引き起す。  
(a) 当該犯罪によりもたらされた状況を合法なものとして承認しないこと。  
(b) 当該犯罪を行った国に対して、当該犯罪によりもたらされた状況を維持するための支援または援助を与えないこと。  
(c) (a)及び(b)に基づく義務の履行にあたり、他国と協力すること。  
(d) 当該犯罪の結果を除去するための措置をとるにあたり、他国と協力すること。

### 第三部 紛争の解決

第五四条(交渉) 本条文の二またはそれ以上の締約国の間に、本条の解釈または適用に関する紛争が生じた場合には、これらの締約国は、そのいづれかの要請に基づき、交渉によって友好的に紛争を解決するよう努める。  
第五五条(周旋及び仲介) 紛争の当事国でない本条文のいづれかの締約国は、紛争のいづれかの当事国の要請によりまたは自らの発意に基づいて、紛争の友好的な解決を促進するために周旋を申し出たまたは仲介を提供することができる。

第五六条(調停) 交渉の最初の要請の後三箇月を経過しても紛争が合意によつて解決されず、かつ、第三者機関による拘束力ある紛争解決の手続が開始された場合には、紛争のいづれかの当事国は、本条文の附属書Iに定める手続に従つて紛争を調停に付託することができる。  
第五七条(調停委員会の任務) 1 調停委員会の任務は、紛争の問題点を明らかにすること、そのために審査等の方法によつてすべての必要な情報を集めること及び紛争の当事国をその解決に導くよう努めることである。  
2 この目的のために、紛争当事国は、当該紛争に関する自らの立場及びその立場を基礎づける事実に関する陳述を委員会に提出する。さらに、紛争当事国は、委員会が求めるいかなる追加的な情報または証拠も委員会に提供し、かつ委員会が行うことを希望するいかなる独立の事実調査についても委員会を援助する。この事実調査には、いづれかの紛争当事国の領域内における事実調査が含まれるが、事実調査が実行困難である例外的理由のある場合には、この限りでない。この場合には、紛争当事国は、そのような例外的理由に関する説明を委員会に示す。  
3 委員会は、その裁量に基づき、後になされる勧告を害することなく、いづれかのまたはすべての紛争当事国に対して予備的な提案を行うことができる。

4 紛争当事国に対する勧告は、委員会の正式な設置から三箇月以内に提示される報告書に記載する。また委員会は、紛争当事国が当該勧告に対応すべき期間を定めることができる。  
5 委員会の勧告に対する紛争当事国の対応が紛争の解決をもたらさない場合には、委員会は、当該紛争に関する自らの評価及



びその解決のための勧告を含む最終報告書を紛争当事国に提示することができる。

第五八条（仲裁） 1 第五六条に定める調停委員会に紛争が付託されなかった場合、または委員会の報告の後六箇月以内に合意による解決に至らなかった場合には、紛争の当事国は、合意により、本条文の附属書IIに従って設置される仲裁裁判所に紛争を付託することができる。

2 ただし、本条文の締約国間に紛争が生じ、一方の当事国が他方の当事国に対して對抗措置をとる場合には、對抗措置の対象とされた国は、本条文の附属書IIに従って設置される仲裁裁判所にいつでも一方的に紛争を付託することができる。

第五九条（仲裁裁判所の任務） 1 仲裁裁判所は、紛争当事国の間で争われ、本条文のいずれかの規定に関連する事実または法に関するいかなる争点についても、拘束力ある決定を下す。仲裁裁判所は、本条文の附属書IIに定めるかふられた規則に基づいて活動し、紛争当事国の書面及び口頭による陳述並びに意見の申し立ての終了の日から六箇月以内に判決を下す。

2 仲裁裁判所は、事件の事実を確定するために、仲裁裁判所が必要と認めるいかなる事実調査も行う権限を有する。

第六〇条（仲裁判決の有効性） 1 仲裁判決の有効性について紛争のいずれかの当事国が異議を申し立て、かつ、当該異議が申し立てられた日から三箇月以内に両当事国が他の裁判所に合意しない場合には、国際司法裁判所は、いずれかの当事国による時宜にかなった要請に基づいて、当該仲裁判決の有効性を確認しまたはその全部もしくは一部の無効を宣言する権限を有する。

2 仲裁判決が無効とされることにより解決されずに残された紛争のいかなる争点も、いずれかの当事国の要請により、本条文の附属書IIに従って設置される仲裁裁判所における新たな仲裁に付託することができる。

